別表六の二（九）付表　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の11第７項から第９項まで（中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　⑻」の欄は、法第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定の適用を受ける場合（法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、当該経理した金額を記載すること。

3　「差引改定取得価額　⑼　」の欄は、租税特別措置法第42条の６第１項第１号から第３号まで（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却）に掲げる減価償却資産にあつては「((7)－(8))又は$\left((7)-(8)\right)\times\frac{75}{100}$」を適用して計算した金額を、同項第４号に掲げる減価償却資産にあつては「$\left((7)-(8)\right)\times\frac{75}{100}$」を適用して計算した金額を記載すること。

4　「前期繰越額又は当期税額控除限度額　⑽」の「①」の欄は、別表六の二（九）「21」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を含めて記載すること。

5　「翌期繰越額　⑿　⑽－⑾」の各欄の外書には、租税特別措置法第68条の15の７（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に、別表六の二（二十一）又は別表六の二（二十一）付表の「調整前連結税額超過構成額　②」の各欄の金額を記載すること。この場合において、「計」、「当期分計」及び「合計」の欄の記載に当たつては、当該金額を含めて計算すること。

別表六の二（十一）及び別表六の二（十一）付表を同じ。

別表六の二（十一）の表中

「取得価額の合計額（別表六の二（十一）付表「10」の合計）」を「取得価額の合計額（別表六の二（十）付表「10」の合計）」に、「当期分の特別控除額　⑼－⑽」を「当期税額控除額　⑼－⑽」に、「当期分の特別控除額の個別帰属額　⑾＋⑲」を「法人税額の特別控除額の個別帰属額　⑾＋⑲」に、

「調整前連結税額超過構成額（別表六の二（二十）「17の②」）／当期分の特別控除額の合計額　㉖－㉗」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二（二十一）「19の②」）／当期税額控除額の合計額　㉖－㉗」に、

「平・・／平・・（別表六の二（二十）付表「28の②」）／平・・／平・・（別表六の二（二十）付表「29の②」）／平・・／平・・（別表六の二（二十）付表「30の②」）／平・・／平・・（別表六の二（二十）付表「31の②」）」を「平・・／平・・（別表六の二（二十一）付表「16の②」）／平・・／平・・（別表六の二（二十一）付表「17の②」）／平・・／平・・（別表六の二（二十一）付表「18の②」）／平・・／平・・（別表六の二（二十一）付表「19の②」）」に、

「当期分の特別控除額の合計額　㉟－㊵」を「当期繰越税額控除額の合計額　㉟－㊵」に改め、同表の記載要領第１号ヰ「特別控除）又は」を「特別控除）、所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の13第１項若しくは第２項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は」に改め、同号ヰ「第68条の15の６」を「第68条の15の７」に、「別表六の二（二十）又は別表六の二（二十）付表」を「別表六の二（二十一）又は別表六の二（二十一）付表」に改め、同表を別表六の二（十一）とする。